

さいたま市立内谷中学校

改修工事基本計画策定業務仕様書

- 1 件 名 さいたま市立内谷中学校改修工事基本計画策定業務
- 2 業務場所 さいたま市南区内谷 6 丁目 10 番 1 号
- 3 履行期間 契約締結日 から 令和 8 年 3 月 19 日
- 4 業務目的 教育委員会事務局では（仮称）武藏浦和駅周辺地区義務教育学校の開校に伴い内谷中学校を義務 1～4 年生（小学校 1～4 年生に相当）が通う（仮称）内谷校舎とすることを計画している。本業務では、内谷中学校の校舎等を義務 1～4 年生が使用する校舎等とする改修工事を実施するため、関係法令の諸条件整理、修繕内容の精査を行うものである。
また、バリアフリー改修も合わせて行うものである。

5 検討対象棟

棟番号	構造・階数	床面積	備考
1	RC ・ 5 階	4,915 m ²	
2	S ・ 1 階	7 m ²	
3	S ・ 1 階	5 m ²	
4	S ・ 1 階	32 m ²	
5	S ・ 1 階	32 m ²	
6	S ・ 1 階	58 m ²	
7	S ・ 2 階	931 m ²	
8	S ・ 1 階	23 m ²	
9	RC ・ 5 階	3,001 m ²	
10	S ・ 1 階	69 m ²	
11	S ・ 1 階	13 m ²	
12	S ・ 2 階	560 m ²	
13	RC ・ 1 階	100 m ²	
14	RC ・ 1 階	258 m ²	
15	S ・ 1 階	10 m ²	
16	S ・ 1 階	9 m ²	
17	S ・ 1 階	10 m ²	
計		10,033 m ²	

6 業務内容

現地調査を行い、以下の視点から改修内容及び改修時期の検討を行う。

- ・中学生と小学1～4年生の体格差や教育課程の違いを考慮した、手洗い場や収納、プール、体育用具等の改修・新設
- ・教育課程の違いに伴う特別教室等の変更
- ・改修工事は夏季休業期間中を中心に既存校舎を使用しながら行うものとする
- ・バリアフリー化のためエレベータ設置の可否
- ・開校後、後期課程（中学校）の部活動等の活動場所としても使用することを想定する（校庭へ照明設備の設置等）
- ・別途実施する、児童からの要望等を踏まえた改修内容の検討
- ・新たな機能として放課後児童クラブの導入
- ・令和10年3月まで中学校的校舎として使用し、4月から義務1～4年生の校舎となるため教育課程への影響を最小限にとどめるための改修スケジュール

※今回計画する改修工事では原則として予防保全工事の内容は含まないものとする。

（1）事業計画書の作成

(ア) 概算事業費を算出できる資料

(概算工事費、実施設計費、ほか必要経費等)

概算工事費の算出にあたっては発注者の確認を受けた後、確定すること。

(イ) 計画工程表（設計期間、工事期間）

(ウ) 仮設計画（搬入路の計画、工事期間中の動線）

（2）石綿含有建材調査

改修を予定している全ての建物について、建築物石綿含有建材調査者等有資格者により石綿が含有されている可能性がある建材のリストを作成すること。なお、分析調査は発注者が別途実施する。

（3）法適合調査

エレベータの増築に伴い既存建物に遡及される建築基準関係規定について調査を行い、必要となる改修内容の整理を行う。

（4）とりまとめ

上記（1）～（3）の業務を踏まえ、令和8年1月末日までに基本計画の素案として取りまとめる。また、その後、委託者の指示により、補足、修正等を適宜行ったうえで、令和8年3月19日までに成果品として納入すること。なお、令和7年8月末を目途に概算事業費を算出し、発注者に提出すること。また、令和7年9月末を目途に、（2）の石綿が含有されている可能性のある建材

のリストを発注者に提出すること。

7 成果品

(1) 基本計画策定業務報告書

(2) 基本計画概要版

上記の資料を電子データ及び製本各2部

8 主任技術者・担当技術者

建築計画、建築工事に精通したものとし、1名以上は一級建築士の資格を有するものとする。

9 再委託

- (1) 受託者は、6(2)石綿含有建材調査を除き、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、再委託してはならない。
- (2) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、資料整理等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、委託者の承諾を得なくともよいものとする。
- (3) 受託者は、(2)に規定する業務以外の再委託に当たっては、委託者の承諾を受けなければならない。
- (4) 受託者は、業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が発注機関の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (5) 受託者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、委託者に提出しなければならない。
- (6) 受託者は、協力者に対して、業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

10 関係手続き

業務内容には、関係者等との必要な調整、協議、諸手続き、調整等に必要な資料作成を含むものとする。

11 疑義

本仕様書に定めのない事項、または作業工程において疑義が生じた場合は、委託者

と受託者で協議し、委託者の指示に従うものとする。

1.2 資料の貸与

業務に必要な資料においてさいたま市役所において貸し出しが可能なもの（個人情報等条例などで規制され、手続きできないものを除く。）を貸与する。ただし、貸与したものは細心の注意を払い、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、これを複製、公表、貸与してはならない。また、業務期間中であっても委託者が請求した場合には、貸与した資料を遅滞なく返納しなければならない。

1.3 業務の完了

本業務は、委託者の検査・合格を持って完了とする。その際、訂正等指摘事項があれば、受託者は速やかに訂正するものとする。

1.4 成果品の帰属

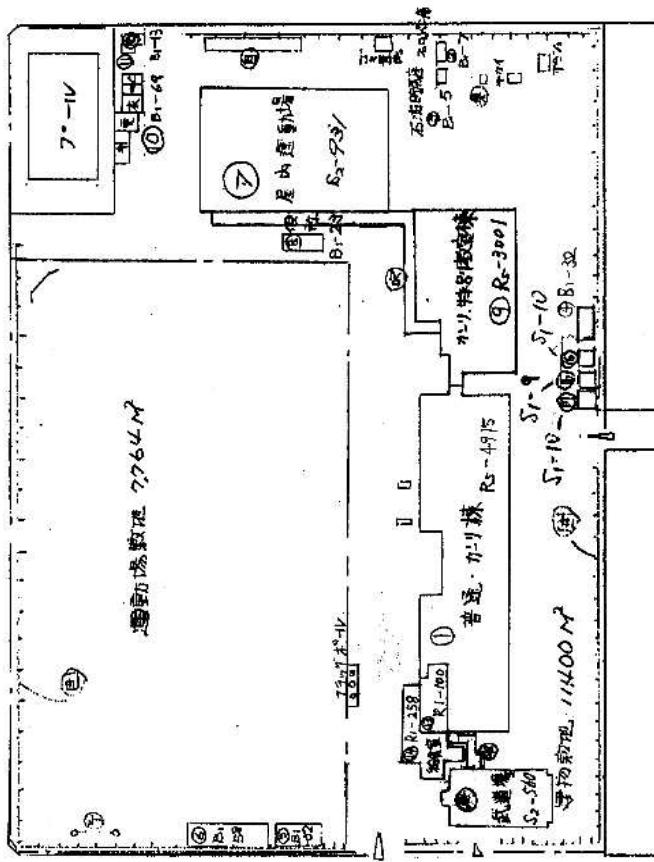
本業務に係わる成果品の権利は、委託者に帰属する。なお、パッケージソフトウェアなど、既に著作物としての権利が発生しているものを除く。

令和6年度

施設配置図	1/200	60-	内谷中学校名	内谷中学校(市町村)	調査員番号	(学年)	属考
縮尺	1/200	60-	内谷中学校名	内谷中学校(市町村)	調査員番号	(学年)	属考

例
凡

未	未とりこむし植物
危	建物
険	建物
建	建物
物	建物
信	建物
一時	建物
用	建物
造	建物
物	建物



方位